

都道府県
各 指定都市 こども政策担当部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その4）
（一時預かり事業（災害特例型）について）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和6年能登半島地震）、「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和6年1月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）、「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その2）（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）」

（令和6年1月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）等において周知を行ったところですが、被災した子どもを受け入れる保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）への財政支援として、一時預かり事業（災害特例型）の取り扱いについて下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 一時預かり事業（災害特例型）の取り扱いについて

- 今般の災害の影響により、在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を利用することが考えられます。また、保育所等に在籍していない子どもについても、一時預かり事業を活用することが考えられます。
- その際の財政支援については、「一時預かり事業の実施について」の一部改正について」（令和6年1月18日付け5文科初第1851号、こ成保第8号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）のとおり、今般の災害においては、「一時預かり事業（災害特例型）」を設けたところであり、下記の取り扱いとなります。
 - ・ 被災市町村の居住者が、これまで利用していた保育所等に在籍したまま、一時的に別の保育所等を利用する場合に、当該保育所等の利用については、「一時預かり事業（災害

特例型)」の枠組を活用して、通常の特定期教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、一時的な受け入れ先の保育所等が所在する市町村において施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給すること（一時的な受け入れ先の保育所等においては、避難者等から利用者負担額は徴収しない）。また、一時的な利用の開始時に遡って財政支援を行うこと（公定価格相当額を利用開始時に遡って支援）。

- ・ 幼稚園、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍している児童について、教育時間の前後や長期休業日等に在籍する幼稚園等の一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。
 - ・ また、主として保育所等に在籍していない児童について、一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行うこと（避難者等から利用者負担額は徴収しない）。また、利用開始時に遡って支援を行うこと。
- また、「一時預かり事業（災害特例型）」の実施に当たっては、実施場所の区分に応じ、事業類型毎の設備運営基準等を満たす必要がありますが、被災児童の受け入れに当たってやむをえない場合は、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、必要な期間において、設備運営基準等を満たしていなくても事業を実施することを可能とすることとしていますので、柔軟な教育・保育の提供及び一時預かりの受け入れについて特別のご配慮をいただきますようお願いいたします。

2. 一時預かり事業（災害特例型）における延長保育事業の取り扱いについて

- 延長保育事業については、共同保育を実施する場合等を除き、原則として在籍児童に対する時間外保育の実施を対象としており、市町村がやむを得ない事情があると認めた場合のみ、保護者の同意を得た上で在籍する保育所等以外の保育所等における時間外保育の実施を運用上認めているところです。
- 記1の「一時預かり事業（災害特例型）」により、民間の保育所又は認定こども園、小規模保育所等において代替保育として児童を受け入れ、当該児童に対して時間外保育を実施した場合についてはやむを得ない事情に該当することとし、当該児童を延長保育事業の実施における平均対象児童数の算定対象に含めることとして差し支えありません。
- また、この場合において、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、延長保育事業実施要綱に規定する基準配置を下回ることも差し支えありません。

以上

【別添1】令和6年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）の対応について

【別添2】「一時預かり事業の実施について」の一部改正について（令和6年1月18日付け5文科初第1851号、こ成保第8号文部科学省初等中等局長、こども家庭庁成育局長通知）

【下記以外についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03 - 6858 - 0058

【一時預かり事業についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03 - 6858 - 0078

【延長保育事業についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03 - 6858 - 0048

【幼稚園についての問合せ先】

- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03 - 6734 - 2374